

岐阜都市計画道路変更理由書（岐阜県決定）

岐阜市の都市計画道路は、大正 15 年の 27 路線の計画決定に始まり、戦災復興事業や高度経済成長時代の市街地の拡大にあわせて追加決定し、昭和 60 年には北西部道路網、平成 6 年には北東部道路網の追加や変更を重ねてきた。その後、平成 17 年からは、人口減少などの社会情勢の変化に対応した道路網を再構築するため、都市計画道路見直しを進め、現在では 134 路線、延長約 318 km が決定されている。

昭和 46 年に計画決定された都市計画道路 3・2・3 号一般国道 21 号線及び 3・2・4 号一般国道 21 号線（以下「当該路線」という）は、広域道路ネットワークを形成する地域高規格道路 岐阜南部横断ハイウェイの一部区間を担い、岐阜都市計画区域マスタープランにおいて、高規格幹線道路の役割を補完し、市街地内への通過交通の流入を低減する役割を担う道路として位置づけられ、地域の発展に寄与するものとして大きく期待されている。

一方、当該路線の岐阜市茜部本郷から長良川までの区間は、計画決定以降、市街化やモータリゼーションが進み、沿道住民の自動車利用の拡大や広域圏からの通過交通の集中により、慢性的な渋滞が発生しているほか、追突などの事故が多発し、通勤や物流に大きな支障をきたしている。

このような中、平成 31 年に事業者である国土交通省において、沿道に配慮した効果的な道路構造を立案・検討するため、学識経験者や交通管理者、岐阜県、岐阜市で組織する国道 21 号岐阜市内立体構造検討会を設置し、令和 2 年 4 月には、岐阜市茜部本郷から長良川までの区間を高架部 4 車線、平面部 4 車線の合計 8 車線の立体構造とする新たな道路計画が立案された。

これを踏まえて、国土交通省から都市計画の素案の提示があったことから、都市計画として支障がないと判断し、都市計画を変更するものである。

3・2・3 号一般国道 21 号線

3・2・3 号一般国道 21 号線は、現在、岐阜市南部地域の骨格を形成する主要幹線街路として、岐阜市茜部菱野 1 丁目を起点とし、岐阜市芋島 4 丁目を終点とする、延長約 6,200m が都市計画決定されている。

今回、新たな道路計画に合わせ、岐阜市茜部菱野 1 丁目地内の区域を変更するとともに、起点から岐阜市茜部本郷 3 丁目地内（茜部本郷交差点）までの区間の車線数を 8 車線に決定するものである。

3・2・4号一般国道21号線

3・2・4号一般国道21号線は、現在、岐阜市南部の地域の骨格を形成する主要幹線街路として、岐阜市江東町1丁目を起点とし、安八町西結を終点とする、延長約8,870mが都市計画決定されている。

今回、新たな道路計画に合わせ、岐阜市藪田中2丁目地内から岐阜市下奈良1丁目地内までの区間の構造形式を地表式から嵩上式に変更し、岐阜市六条江東3丁目地内、岐阜市六条大溝2丁目地内から岐阜市六条大溝3丁目地内及び岐阜市下奈良1丁目地内から岐阜市下奈良2丁目地内の区域を変更するとともに、起点から岐阜市下奈良1丁目地内（下奈良交差点）までの区間の車線数を8車線に決定するものである。